

税制

2022年9月7日更新

その他税制

1. 個人所得税

個人所得税の納税義務者は居住者と非居住者に分類され、居住者は全世界所得に対して、非居住者は国内源泉所得に対して課税される。

①個人所得税の課税対象

- ・給与所得
- ・生産経営所得
- ・請負経営、リース経営所得
- ・労務報酬所得
- ・原稿料所得
- ・特許権使用料所得
- ・利子、配当、割増配当所得
- ・財産賃貸所得
- ・財産譲渡所得
- ・一時所得

国家税務総局が2005年1月21日に公布した「個人が取得する年次一括賞与等の個人所得税の算定・課税方法に関する通達」（以下「9号文」という）第5条によれば、被雇用者が取得する半期賞与、四半期賞与、残業賞与、勤務評価皆勤賞与等の、年次一括賞与以外の各名目による賞与については、すべて当該月の給与収入に含め、税法規定に従って個人所得税を納付する。ただし、9号文の第2条によれば、納税者が取得する年次一括賞与については、個別の1カ月の給与所得に直して税額を計算・納付すべきもので、以下の計算方法に基づき、その支給時に、源泉徴収義務者が源泉徴収を行う。

- 被雇用者が当該月に取得する年次一括賞与を12カ月で按分し、その計算結果をもとに適用税率と速算控除額を確定する。
- 被雇用者個人が当該月に取得する年次一括賞与で、上記の方法で確定した適用税率と速算控除額に基づき税額が算定・課税されるが、その計算式は次の通りである。
$$\text{納税額} = \text{被雇用者が当該月に取得した年次一括賞与} \times \text{適用税率} - \text{速算控除額}$$

2018年8月31日、「『中華人民共和国個人所得税法』改正についての決定」が第13期全国人民代表大会常務委員会第5回会議にて可決された。これにより、「中華人民共和国個人所得税法」改正案（以下、改正案）が正式に承認された。

改正は段階的に実施され、大部分の条文は2019年1月1日より全面的に発効する。2018年10月1日から2018年12月31日までの賃金給与所得については、基礎控除額の標準が月5,000元に引き上げられ、新しい総合所得の税率が適用されることになる。

改正された個人所得税法の要点

- ・ 「居住者」の定義を明確化し、「183日」ルールという居住者身分判定基準を導入する。
- ・ 課税所得の種類を調整し、賃金給与所得、労務報酬所得、原稿料所得、特許使用料所得を総合所得に含める。
- ・ 賃金給与所得について、低い税率（3～25%）のランクを拡大する。
- ・ 賃金給与所得に係る基礎控除額を引き上げ、附加控除費用を取り消し、特定附加控除項目を新設する。
- ・ 新しい申告納税制度を制定し、居住者個人の総合所得につき、前払いの源泉徴収と確定申告を組み合わせる徴収方法を採用する。
- ・ 国外移住前の税務清算規定を新たに追加する。
- ・ 多部門間での情報の共有を明確にし、社会信用システムを確立する。
- ・ 個人の脱税防止条項を追加する。
- ・ 労務報酬所得、原稿料所得、特許使用料所得の20%を費用として控除。

②個人所得税の税率

- ・ 給与所得は、3～45%の超過累進税率。
- ・ 請負経営、リース経営所得は、5～35%の超過累進税率。
- ・ 原稿料所得は、20%の比率税率で計算した税額から、さらに30%を減額。
- ・ 労務報酬所得は、20%の比率税率。
- ・ 特許使用料所得、利子、配当所得、財産賃貸所得、財産譲渡所得、一時所得とその他の所得は比例税率20%。

（個人所得税税率表（総合所得））

（級数）	（課税所得額／月）	〔税率〕
1	3,000 元以下	3%
2	3,000 元超 1 万 2,000 元以下	10%
3	1 万 2,000 元超 2 万 5,000 元以下	20%
4	2 万 5,000 元超 3 万 5,000 元以下	25%
5	3 万 5,000 元超 5 万 5,000 元以下	30%
6	5 万 5,000 元超 8 万元以下	35%
7	8 万元超	45%

注：課税所得額は毎月の収入額から 5,000 元の基礎控除を引いた後の残額となる。特定の人員については、基礎控除のほかに附加控除額がある。また、外国人就労者の場合、も 5,000 元が控除される。「改正個人所得税法」によれば、国の規定に従い、個人が納付する基本養老保険料、基本医療保険料、失業保険料、住宅積立金および特定附加控除項目は、納税義務者の課税所得額から控除される。

（個人所得税率表（生産経営所得等））

(級数)	(課税所得額／年)	[税率]
1	3 万元以下	5%
2	3 万元超 9 万元以下	10%
3	9 万元超 30 万元以下	20%
4	30 万元超 50 万元以下	30%
5	50 万元超	35%

(注：年課税所得は、収入総額から原価、経費および損失を引いた残額)

(出所：中華人民共和国個人所得税法)

2. 増値税

中国国内で貨物の販売もしくは加工、修理修復の役務（以下役務という）の提供、サービス、無形資産、不動産の販売または貨物の輸入を行う組織および個人は、増値税の納税者となり、本条例に従って増値税を納付しなければならない。

(1) ①増値税税率

項目	税率
貨物の販売または輸入、加工、修理役務、有形動産リースサービス	13%
特定の貨物の販売または輸入*	9%
運輸サービス、郵政サービス、基礎電信サービス、建築サービス、不動産の販売、不動産のリース、土地使用権の譲渡	9%
現代サービス（リースを除く）、付加価値電信サービス、金融サービス、生活サービス、無形資産の販売（土地使用権は除く）	6%
国際運輸サービス、航空運輸サービス、国外企業への関連サービスの提供（研究開発サービス、契約エネルギー管理サービス、設計サービス、ラジオ、映画、テレビ番組（作品）の制作と発行サービス、ソフトウェアサービス、電子回路の設計および測定サービス、情報システムサービス、業務プロセス管理サービス、オフショアアウトソーシングサービス、技術譲渡）等	0%

*特定の貨物とは下記の貨物を指す。

- i. 食糧等の農産物、食用植物油、食用塩
- ii. 水道水、暖房、冷房、温水、ガス、液化石油ガス、天然ガス、メチルエーテル、メタンガス、家庭用石炭製品
- iii. 図書、新聞、雑誌、オーディオビジュアル製品、電子出版物
- iv. 飼料、化学肥料、農薬、農業機械、農業用フィルム
- v. 国務院が定めるその他の貨物。

② 増値税控除率

農産品の購入時、適用される増値税の税率は9%である。

生産販売または委託加工目的で購入された農産品は、10%の税率で仕入増値税を計算する。

③：増値税徴収率

項目	徴収率
一般納税者が役務派遣、安全保護サービスなどの人材アウトソーシングサービスを提供する場合において、簡易課税方式（差額納税）を選択する場合	5%
特定の不動産譲渡、特定の土地使用权の譲渡、特定の不動産リース	5%
小規模納税者	3%
一般納税者に簡易課税方式が適用される特定納税項目	3%

(2) 増値税額の計算

増値税の税額は（売上高×税率）－（仕入高×控除率）により、計算する。

簡易課税方法による増値税の課税額は売上高×徴収率により、計算する。

(3) 輸出増値税の還付問題

輸出増値税の還付方式には“免除、控除、還付方式”と“先払い、後還付方式”がある。輸出貨物還付税率は、13%、10%、9%、6%、0%の5段階に分けられ、中国政府が輸出を制限しているもの、または一部重要な生産資源については、優遇政策としての還付税は順次取り消される。問題は、還付率と仕入増値税率の差異、または国内販売分などに起因して、仕入増値税の全額の還付を受けることができず、輸出製品のコストアップにつながる場合があることである。

3. 消費税・関税

①消費税

消費税の課税対象となる消費物品の生産、委託加工、輸入等の業務を行う個人または法人に対し、消費税が課税される。

(消費税の税目と税率)

(課税対象)	(税率)
一、煙草	
1.紙巻煙草	
(1) 工業	
① 甲類紙巻煙草（調達価格 70 元（増値税含まず）/本以上（70 元を含む）	56%+0.003 元/本 (生産段階で徴収)
② 乙類紙巻煙草調達価格 70 元（増値税含まず）/本未満	36%+0.003 元/本 (生産段階で徴収)
(2) 商業卸売	11%+0.005 元/本

2.葉巻	(卸売段階で徴収)	
3.刻み煙草	36% (生産段階で徴収)	
二、酒	30% (生産段階で徴収)	
1.穀類蒸留酒	20%+0.5 元/500g (または 500ml)	
2.米酒 (トン当り)	240 元	
3.ビール (トン当り)		
(1) 甲類ビール	250 元	
(2) 乙類ビール	220 元	
4.その他の酒類	10%	
5.アルコール	5%	
三、高級化粧品	15%	
四、貴金属アクセサリ類、真珠、宝石、玉		
1.金銀アクセサリ、プラチナアクセサリ、ダイヤモンドおよびダイヤモンド宝飾品	5%	
2.その他高級アクセサリおよび宝石類	10%	
五、爆竹、花火	15%	
六、製品油		
1.ガソリン (リットル当り)	1.52 元	
2.ナフサ (リットル当り)	1.52 元	
3.ソルベント油 (リットル当り)	1.52 元	
4.潤滑油 (リットル当り)	1.52 元	
5.デーゼル油 (リットル当り)	1.2 元	
6.航空機燃油 (リットル当り)	1.2 元	
7.燃料油 (リットル当り)	1.2 元	
七、オートバイ		
1.排気量 250cc 未満	3%	
2.排気量 250cc 以上	10%	
九、自動車	生産・ 輸入段階	小売り 段階
1.乗用車		
(1) 排気量 1.0L (1.0L を含む) 以下		
(2) 排気量 1.0L 以上 1.5L (1.5L を含む) 以下	1%	
(3) 排気量 1.5L 以上 2.0L (2.0L を含む) 以下	3%	
(4) 排気量 2.0L 以上 2.5L (2.5L を含む) 以下	5%	
(5) 排気量 2.5L 以上 3.0L (3.0L を含む) 以下	9%	
(6) 排気量 3.0L 以上 4.0L (4.0L を含む) 以下	12%	
(7) 排気量 4.0L 以上	25%	

	40%	
2. 中・軽商用車	5%	
3. 超高級車（1台あたりでの小売価格が130万人民元（増値税抜き）およびその以上の乗用車と中・軽商用車）	生産・輸入段階において、上記1と2で規定される税目により課税	10%
十、ゴルフボールおよびゴルフ用品	10%	
十一、高級腕時計	20%	
十二、ヨット	10%	
十三、木製割り箸	5%	
十四、木製床板	5%	
十五、電池	4%	
十六、塗料	4%	

②関税

中国政府の公布した「中国税関輸出入税則」に定める税率で徴収される。中国の税関が新たに公布した法規によれば、輸入貨物に関わる特許権使用料も、条件により、輸入貨物の関税の課税価格を確定する根拠とされる。

（出所：消費税、中国輸出入関税条例）